

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	臨時庁議	
開催日時	令和元年8月7日（水） 午後2時55分から 午後3時10分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、村山危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、神頭こども・健康部次長兼保険年金課長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、河田議会事務局議会総務課長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課） 田中こども・健康部参事兼保育課長、平塚同課主幹兼課長補佐、井島同課保育係長、永峯同課同係主事</p> <p>（事務局） 永里政策企画課長、新井同課長補佐、江原同課政策企画係主事、稲葉市長公室次長兼秘書課長</p>	
会議内容	1 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）の概要 ・朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案） ・幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	
----------------------------	--

【議題】

- 1 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）

【説明】

（担当課 1：田中こども・健康部参事兼保育課長）

「朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」について説明する。

条例に関する説明の前に、本年10月1日から施行される幼児教育・保育の無償化の概要について、資料3に沿って、説明する。

幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から実施されるものである。具体的な内容としては、幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償化、また、認可外保育施設等の3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料の一部が無償化となるものである。

以上が、幼児教育・保育の無償化の概要である。

次に、今回、条例の制定を検討している、無償化の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例について説明する。

初めに本条例の制定理由について資料1で説明する。

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設について、国が定める基準を満たすものと限られているが、5年間は国の基準を満たさなくても届け出のみで足りる経過措置が設けられている。

この経過措置の期間中においても、市が基準を条例で制定し、その基準を満たした場合に、無償化の対象施設とすることができる。

本市では、既存の認可外保育施設については、毎年、立入調査を実施し、その結果、全ての施設で市の定める基準を満たしており安全な保育の提供がなされ、既存の利用者への不利益は生じないものと考えられる。

しかしながら、経過措置期間中に新たに認可外保育施設の届出がされた場合、国の基準を満たさない施設も無償化の対象となることから、保育の質の低下が懸念される。

さらに、現状では、保育者の資格要件が定められていないベビーシッターと呼ばれる居宅訪問型保育事業についても、今回、新たに国が基準を定めるため、今後は、保育の質が確保されることが要求されるが、経過措置期間中は、そうした点が担保されないため、保育の質の低下が懸念される。

これらのことを踏まえ、安全で安心な保育を提供するため、経過措置の期間中においても、本市が条例で基準を制定することで、国が定める基準を満たす認可外保育施設の

みは無償化の対象と限定することで、保育の質を確保するものである。

次に、本条例の概要について、資料2に沿って、説明する。

この条例は、利用人数が6人以上の施設、利用人数が5人以下の施設、複数のベビーシッターを雇う法人、個人事業主のベビーシッターの4つの基準から構成されている。

1ページの第3条では、6人以上の認可外保育施設として、職員配置、面積基準、非常災害に対する措置などを条文化している。

主な内容としては、第1項第1号では、保育に従事する職員の配置は2人以上であり、かつ、0歳児が3：1、2歳児が6：1、3歳児が20：1、4歳児以上が30：1と定めている。

同項第2号では、保育に従事する者の総数の1／3以上は、保育士または看護師の資格を有するものであることとなっている。

また、面積基準については、第3項第2号で、児童一人あたり1.65平方メートル以上であることと定めている。

次に、非常災害に対する措置については、第4項において、消火用具や非常口など必要な設備が設けられていることや避難訓練の実施が条件となっている。

次に6ページの第4条では、5人以下の認可外保育施設として、職員配置、面積基準、非常災害に対する措置などを条文化している。

第1項第1号では、保育に従事する者は、小学校就学前の児童が、3：1以上であるとなっており、一人以上は保育士または看護師の資格を有する者、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

第2項第2号では、面積基準については、保育を適切に行うことができる広さが確保されていることとなっている。

第3項では、非常災害に対する措置については、消火用具や非常口など必要な設備が設けられていることや避難訓練の実施が条件となっている。

次に、7ページの第5条では、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設、いわゆるベビーシッター会社であり、職員配置、非常災害に対する措置などを条文化している。

なお、職員配置については、第1項で、小学校就学前の児童一人につき、原則一人以上とするものであり、第2項で保育に従事する全ての者は、保育士または看護師の資格を有する者、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者としている。

次に、非常災害に対する措置については、避難訓練の実施が条件となっている。

第6条では、その他認可外居宅訪問型保育施設、いわゆるベビーシッター個人事業主であり、職員配置、非常災害に対する措置などを条文化している。

保育に従事する職員の配置については、同条第1項で小学校就学前の児童一人につき、原則一人以上とするものとし、第2項で保育に従事する全ての者は、保育士または

看護師の資格を有する者、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

次に、非常災害に対する措置については、避難訓練の実施が条件となっている。

本条例の施行年月日は、令和元年10月1日を予定している。

説明については以上である。

(神田市長公室長)

本件は8月5日に行われた政策調整会議において審議しているので、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、市内には無償化の対象とならない認可外保育施設はなく、やむを得ず無償化対象外施設に入る方はいないという理解でいいかという質問に対し、市内の認可外保育施設の総数は令和元年7月31日現在、14施設である。そのうち、無償化の対象と考えられる施設は10施設である。認可外保育施設として建物を構えるのが7施設であり、すべてが基準を満たす。ベビーシッターは、7件の登録があるが、そのうち4件は職員が無資格である。現段階では、無資格のベビーシッターを利用している朝霞市民は把握しないことから、やむを得ず無償化対象外の施設に入る人はいないとは言い切れないが、本市で条例を制定した場合、無資格のベビーシッターは、無償化の対象とならなくなるため、資格を取得するように指導する。

次に、具体的にはどんな影響があるのかとの質問に対し、無資格のベビーシッターには届出の段階で話をしており、最低でも研修を受けてもらう必要がある。研修は本市でも年度末に行っているので、研修を受講するまでの10月から3月の半年間は無償化の対象外になる可能性がある。

続いて、新聞記事によれば75自治体のうち、条例化は6、条例化しないのは58、未定が11団体となっていた。条例化しない理由は、待機児童がいるので、認可外保育施設に入園しなくてはならず、条例化すると補助ができなくなってしまうとの記載があったが、当市も条例化によって補助する手立ては無くなるのかとの質問に対して、県内では、新座市、志木市、和光市、行田市、伊奈町で条例化を検討している。無償化は3歳から5歳児が対象だが、本市では3歳から5歳児のクラスは認可保育園に空きがある状態である。したがって、認可外保育施設に預けなければならないケースは少ないと考えている。0歳から2歳児は、非課税世帯を対象としているため、対象児童は少ないものと考えている。また、0歳から2歳児については、朝霞市指定の認可外保育施設があり、毎月5万3千円を上限として補助金を支給しているため、保護者の負担は多くないと考えている。

続いて、条例化した場合と、しなかった場合の違いはなにかとの質問に対し、現状の施設は、これまでの指導により要件を満たしているので影響はないと考えている。条例をつくらなかった場合、保育の質の確保ができていない新規の事業者が参入してしまうことが想定される。

最後に、条例の中で、6人以上と5人以下と人数で別れている理由はなにかとの質問

に対し、国の制度により、6人以上は館を構える、5人以下はおおむね保育者の自宅で保育をしていることが想定されているとの回答があった。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

(富岡市長)

新聞記事の調査対象となった75自治体とはどこの自治体を指しているのか。

(担当課：平塚保育課主幹兼課長補佐)

昨年の4月時点で待機児童が100人以上の自治体が対象となっている。

(富岡市長)

調査の対象とならなかった他の自治体は条例を定めるのか。

(担当課：田中こども・健康部参事兼保育課長)

ホームページ等で確認したところ、定める自治体もあれば、そうでない自治体もある。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】